

事後調査報告書

平成 25 年 9 月 26 日

広島市長様

事業者

住所 広島市西区南観音 7 丁目 14 番 20 号
氏名 株式会社 クリショード
代表取締役 川端 洋二
電話番号 082-292-2355



広島市環境影響評価条例第 31 条第 3 項において準用する同条例第 30 条第 2 項の規定により、次のとおり事後調査報告書を提出します。

対象事業の名称	白木産業廃棄物最終処分場増設事業
事後調査の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 工事の実施中 <input type="checkbox"/> 工事の完了後
事後調査の項目及び手法	別紙 1 のとおり
事後調査の結果	別紙 2 のとおり
環境保全のために講じた措置	環境影響評価書に記載している環境保全対策を適切に講じ、周辺環境への影響を最小限にとどめた
その他の	委託業者：株式会社 エヌ・イーサポート 広島県広島市西区己斐本町 3 丁目 13 番 16 号 代表取締役 長田 久史

- (注) 1 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を「その他」の欄に記載してください。
- 2 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合には、当該事業者以外の者の名称及び当該情報の内容を「その他」の欄に記載してください。
- 3 対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれた場合は、当該主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該主体への要請の方法及び内容を「その他」に記載してください。
- 4 記載事項を枠内に記入できないときは、別紙に記載し、添付してください。



工事実施中における事後調査の項目及び手法

調査項目		調査方法等	調査地点及び調査頻度
1. 水質	砒素	水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環告 59 号)	沢水 3 地点 (S09, S11, S14)、処理施設の処理前、処理後、放流槽の計 6 地点 ^{注 1)} (図-1, 図-3, 図-4 参照) (調査頻度 : 砒素 1 回/月, 鉛 1 回/年)
	鉛		
2. 地下水汚染	砒素	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成 9 年環告 10 号)	観測井戸 5 カ所 ^{注 2)} (図-2, 図-3, 図-4 参照) (調査頻度 : 砒素 1 回/月, 鉛 1 回/年)
	鉛		
3. 土壤汚染	砒素	土壤溶出量調査に係る測定方法 (平成 15 年環告 18 号) 土壤含有量調査に係る測定方法 (平成 15 年環告 19 号) 等	掘削予定地の土壤掘削時 (図-5, 図-6, 図-7 参照) 観測井戸設置時 ^{注 3)}
	鉛		
4. 植物	エビネ キンラン	現地踏査による	生息状況の確認

注 1) : 沢水調査地点が埋立てにより埋設される場合は、調査地点を上流側に移設する。

注 2) : 観測井戸が埋立てにより埋設される場合は、調査地点を上流側に移設する。

注 3) : 注 2 で観測井戸を上流側に移設する場合はボーリングを利用して土壤汚染調査を行う。

1. 水質調査

①浸透水処理施設（砒素除去装置）

当該処理施設では、産業廃棄物埋立て開始以前から観測井戸等で砒素及び鉛が検出されている他、埋立て開始後においても上流部の沢や浸透水からも砒素が検出されている。

これらは、地盤内に自然的原因により存在すると考えられるが、掘削土砂の覆土利用等による砒素の溶出も否定できない。このため、砒素による周辺公共用水域等への拡散を防止するため、浸透水の処理施設（砒素）を設置する。

- ・設置場所・・・最下流の沈砂池
- ・処理量・・・通常 $15 \text{ m}^3/\text{hr}$ ($360 \text{ m}^3/\text{日}$)
最大 $42.4 \text{ m}^3/\text{hr}$ ($21.2 \text{ m}^3/\text{h} \times 2$ 基) ($1017.6 \text{ m}^3/\text{日}$)
- ・処理方式・・・ADI 法による吸着処理

②水質調査

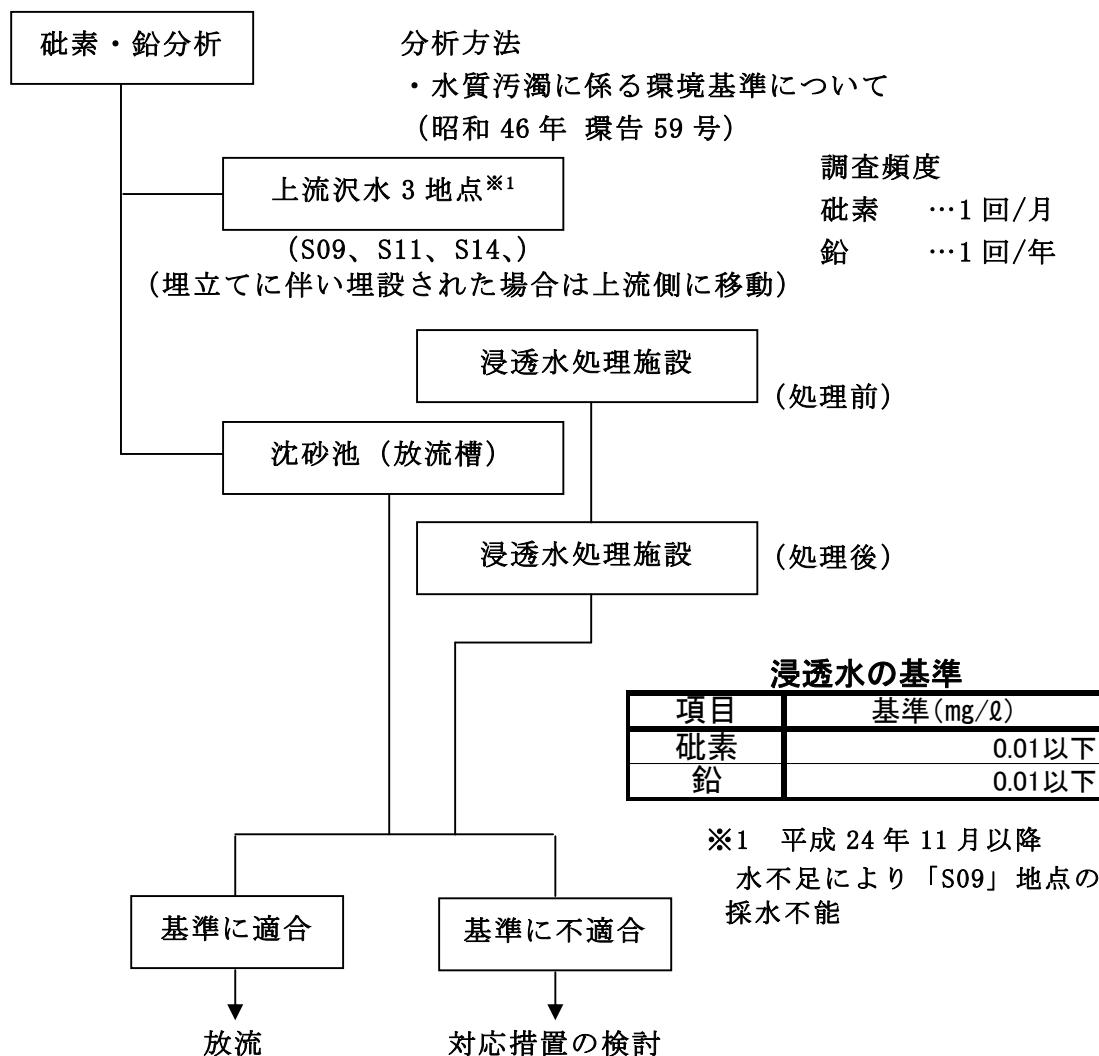


図-1 水質調査位置

凡 例	
—	事業計画地
- - -	変更前事業計画地

※S09, S16, S17については現在
水量がなく採水していない

